

アジアにおける消費者撤回権の比較法的研究の意義：
姚海放副教授の論文の解題を兼ねて
(消費者保護法制講演会)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮下, 修一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007464

■ 消費者保護法制講演会 ■

アジアにおける消費者撤回権の比較法的研究の意義

— 姚海放副教授の論文の解題を兼ねて

宮 下 修 一

1 はじめに

本稿は、直接には、次に掲載される姚海放^{ヤオハイファン}副教授（中国人民大学法学院・法学博士）の「中国における消費者撤回権と実際の動向」と題する論文の解題を目的とするものである。同論文は、2012（平成24）年9月22日に、静岡大学で開催された中国法特別講演会（「アジア消費者法研究会」主催・静岡大学大学院法務研究科〔法科大学院〕後援）における講演原稿として執筆されたものである（論文の翻訳は、朱曄〔静岡大学大学院法務研究科准教授〕が担当した）。本論文は、後に詳論するように、これまでわが国において明らかにされてこなかった中国における消費者撤回権の導入へ向けた動きを本格的に分析した初めての論稿として、大きな意義を有する。

本来であれば、ただちに解題の内容を論ずるべきであるが、論文の意味をできるだけ正確に理解するために、その前提作業として、姚副教授を招聘するきっかけとなった「アジア消費者法研究会」の活動の概要および招聘に至るまでの経緯について一言しておく必要がある。

そこで、本稿では、まず2で本研究の目的と背景および本研究の現在までの実施状況と姚副教授を招聘するまでの経緯を簡単に紹介する。そのうえで、3で姚論文の解題として、中国における消費者撤回権の新たな動向とその中における同論文のもつ意義を検討する。さらに、最後の4では、姚副教授の指摘を受けて、本研究会において引き続き取り組むべき課題を明らかにすることにした。

2 研究の目的と背景および講演会開催の経緯

(1) 研究の目的

「アジア消費者法研究会」は、宮下が研究代表者を務める科学研究費助成事業（学術研究助成基金（基盤研究（C））研究プロジェクト「アジアにおける消費者契約解消法制の比較法的研究—日・

中・韓・台湾・タイを中心に」(課題番号:23530092/平成23~25年度)に基づいて、2011(平成23)年から活動を開始した。

本研究会の目的は、次の2点にある。

- 1) 社会的・経済的に密接な関係をもつアジア諸国における国際的な消費者保護法制のあり方を探る手がかりとして、それぞれの国における消費者被害の実情と立法や実務の対応状況を横断的・総合的に分析・検討すること。
- 2) 消費者取引に関する民事的な救済法理、とりわけクーリング・オフ(撤回権・解除権)や契約取消権を中心とする契約解消法制のあるべき姿を明らかにすること。

本研究会では、これらの目的を達成するために、日本と同様に、クーリング・オフをはじめとする撤回権または解除権などを定めた消費者保護のための法規を有する東アジアの韓国・台湾および東南アジアのタイ、さらに、これらの国々と隣接する国でありながらそうした制度が整備されていない中国を比較対象として選定し、継続的な調査を実施している。

(2) 研究の背景—「アジア」への視点

① 緒論

(1) で述べたように、本研究は、消費者契約解消法制全体を視野に入れたものではあるが、現在は、そのうちでもクーリング・オフをはじめとする撤回権に焦点を当てたうえで、アジアに特化する形で比較法的研究を行うことを目的としている。ここでは、その背景について若干敷衍しておきたい。

② 撤回権に注目する理由

わが国では、近時、クーリング・オフをはじめとする撤回権制度の進展が著しい。とりわけ、消費者取引の約半数を占める取引を対象とする特定商取引法(特定商取引に関する法律)の相次ぐ改正が注目される⁽¹⁾。このクーリング・オフ制度は、特定商取引法にとどまるものではない。金融商

(1) 2008年には、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売についていわゆる「指定商品・指定役務制」が撤廃されクーリング・オフ規定の適用範囲が拡大されるとともに、訪問販売について過量販売解除権が導入される等の大改正がなされた。詳細については、消費者庁取引・物価対策課=経済産業省商務情報政策局消費生活経済課編『平成21年版 特定商取引に関する法律の解説』(商事法務、2010年)、齋藤雅弘=池本誠司=石戸谷豊『特定商取引法ハンドブック(第4版)』(日本評論社、2010年)、上柳敏郎=島蘭佐紀『実務解説 特定商取引法』(商事法務、2010年)、圓山茂夫『詳解 特定商取引法の理論と実務(第2版)』(民法研究会、2010年)。また、2012年には、「訪問購入」に関する規定が新設され、クーリング・オフや物品引渡拒絶権の規定が新設されている。詳細については、松苗弘幸「特定商取引法の平成24年改正による『訪問購入』規制の概要」現代消費者法17号(2012年)68~74頁。

品取引法をはじめとするさまざまな業法（業種別行政的規制立法）でも、同様に用意されている⁽²⁾。

クーリング・オフは、一定の期間内であれば顧客は特別な理由なしに無条件で、かつ、なんらの負担もなしに、契約の申込みを撤回し、あるいは契約を解除できるという、非常に強力な制度である。それだけに消費者被害の場面での実効性はきわめて高く、消費者相談の現場のみならず、裁判においても、要件を柔軟に解釈してその適用範囲の拡大を図る判決が増えてきている⁽³⁾。

もっとも、クーリング・オフ制度は、上述したように個別の取引を対象とした「業法」を中心に規定されている。そのため、すべての取引をカバーするわけではなく、かつ、その規定のあり方も「業法」ごとに異なっている⁽⁴⁾。また、本来、クーリング・オフは、契約の解消という純然たる民事的効力を生ずるものであるにもかかわらず、民事的・刑事的・行政的ルールの混在した「業法」に存在することもあり、民事法上、どのような法的性格あるいは正当化根拠を有するのかが古くから議論されてきたが、いまなおその議論は収束をみていない⁽⁵⁾。

このように、クーリング・オフは、非常に実効性の高い制度でありながら、わが国では、その民事法上の存在根拠が十分に解明されているとはいえない状況にある。しかしながら、クーリング・オフ制度が機能する場面を実態的に捉えた場合には、ある種、クーリング・オフという制度がなければ問題が解決しない側面——やや固い言い方をすれば、制度が内在的に必要とされる側面——が存在するはずである。そして、その側面は、決して我が国に固有のものではなく、どのような国においても存在しうるものであり、制度の内容はもとより、発生原因についても共通する場面があるのではないか。これが、本研究の出発点となる問題関心である。

-
- (2) クーリング・オフ制度が設けられている法律およびその規定の内容については、村千鶴子「消費者撤回権をめぐる日本法制の現状」現代消費者法16号（2012年）13～25頁。
- (3) わが国のクーリング・オフをめぐる裁判例を詳細に分析したものととして、齋藤雅弘「消費者撤回権の活用の実態と機能——消費者取引紛争でクーリング・オフはどう使われているか」現代消費者法16号（2012年）26～45頁。
- (4) 実は、同じ法律であっても齟齬が生じている。例えば、圓山・前掲注1）引用書230頁注187は、2008年の特定商取引法改正で、商品の使用利益の返還を不要とする規定が導入されたにもかかわらず、同様の規定が電話勧誘販売に導入されなかったことに疑問を呈したうえで、「2008年改正が体系的なものではなく、場当たりのな面があることを示している」と批判する。
- (5) クーリング・オフの法的性格や正当化根拠を論じたものは枚挙に暇がないが、例えば、河上正二『『クーリング・オフ』についての一考察——『時間』という名の後見人』法学60巻6号（1997年）166～230頁、丸山絵美子「クーリング・オフの要件・効果と正当化根拠」専修法学論集79号（2000年）1～35頁、内山敏和「消費者保護法規による意思表示法の実質化（1）～（5・完）——クーリング・オフを素材として」北海学園大学法政研究45巻1号29～50頁、3号（以上、2009年）521～588頁、46巻1号33～85頁、46巻2号（以上、2010年）419～449頁、46巻4号（2011年）761～807頁、松岡久和「消費者撤回権と民法法理」現代消費者法16号（2012年）54～64頁、山本豊「消費者撤回権の正当化根拠」同誌同号77～93頁。

(2) 「アジア」に着目する理由

そこで、海外に目を向けると、とりわけ注目されるべきは、ヨーロッパの動向であろう。例えば、ドイツでは、2001年に制定され2002年から施行されている債務法現代化法により他の消費者関連特別法が民法典に統合された際に、従来は、訪問販売法等の特別法に設けられていた撤回権の規定が民法に取り込まれた⁽⁶⁾。さらにEU全体を見渡すと、2011年の「消費者権利指令」(2011/83/EU)において、訪問販売と隔地取引に関する消費者撤回権につき、完全な平準化を図る形で各国法への導入が予定されている⁽⁷⁾。このほか、ヨーロッパ契約法の統一へ向けた動きの中で登場した「共通参照枠草案(DCFR)」、さらに「共通欧州売買法草案」(CESL)でも撤回権の規定を設けようとする提案がなされている⁽⁸⁾。これらの動きについては、民法や消費者法の見直しへ向けた動きが加速する中で、わが国においても積極的な紹介がなされている。

ひるがえって、アジアに目を向けると、同様にクーリング・オフをはじめとする撤回または解除制度が存在するにもかかわらず、あまり研究が進んでいない。例えば、韓国では割賦取引法5条・訪問販売法8条等、台湾では消費者保護法19条、タイでは直接販売法33条にそれぞれ撤回権ないし解除権の規定が存在する。ところが、これらの規定を含めていくつかの国の消費者保護制度を概観するものは存在するが⁽⁹⁾、撤回権ないし解除権そのものに焦点を絞った研究はごくわずかに存在するにすぎない⁽¹⁰⁾。

しかしながら、日本経済は、今やアジアとの関係なしに語ることはできない。今後は、アジア地域における取引のグローバル化が進み、国境を越えた消費者取引も増加の一途をたどるであろう。このような状況の中で、アジア域内における国際的な紛争の迅速かつ簡便で、統一的な解決を図るための法制度の整備を求める要請は、より一段と強まることになるだろう。もちろん、消費者取引も例

(6) 青野博之「消費者法の民法への統合—解除の効果と撤回の効果の比較を中心として」岡孝編『契約法における現代化の課題』(法政大学出版局、2002年)131~155頁、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(信山社、2003年)321~337頁・341~349頁。

(7) 「消費者権利指令」の全文訳については、寺川永=馬場圭太=原田昌和(訳)「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関西大学法学論集62巻3号(2012年)436~476頁。なお、同指令の草案は2008年に示されたが、その全文訳については、右近潤一「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案(試訳)」京都学園法学2009年右近潤一「ヨーロッパ私法の新たな動向」京都学園法学59巻1号57頁以下)

(8) クーリング・オフに関する立法をめぐるヨーロッパ全体の動向を紹介するものとして、石川博康「消費者撤回権をめぐる近時の国際的動向」現代消費者法16号(2012年)65~76頁。共通欧州売買法(草案)の全文については、内田貴(監訳)・石川博康=石田京子=大澤彩=角田美穂子(訳)『共通欧州売買法(草案)—共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』(別冊NBL140号)(商事法務、2012年)。

(9) 松本恒雄「アジアの発展途上国における消費者保護法」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』(アジア経済研究所、2002年)179~208頁。

(10) 尹眞秀=金祥洙(訳)「消費者の撤回権—韓国法の視点から」民法改正研究会(代表・加藤雅信)『民法改正と世界の民法典』(信山社、2009年)203~211頁、河上正二「消費者の撤回権・考—尹眞秀論文に寄せて」前掲書213~219頁。

外ではない。むしろ、インターネットによって国境を越えた消費者取引が個人でも容易にできる環境の中で、とりわけ数多くの生産拠点が集中する中国をはじめとするアジア諸国との間で、クーリング・オフ制度をはじめとする消費者保護の国際的なシステムを作り上げることは急務の課題であるといえよう。

そこで、本研究では、国内外において研究がほとんど行われていないアジアにおける消費者契約の解消法制の比較法的研究を行うこととした。具体的には、日本と経済的関係の深いアジア諸国のうち、日本による植民地支配を受け日本法の影響が色濃い韓国・台湾と、それがあまり強くない中国、さらに植民地ではないものの日本人法律顧問(政尾藤吉)が立法作業に関わったタイの5つの地域に絞って、わが国との比較を通して、横断的・総合的な検討を行う予定である。もっとも、中国では、消費者権益保護法が立法されているものの、そこには消費者契約解消のための規定は存在しない。しかし、世界屈指の消費大国となった状況をふまえれば、そのような規定を導入する動きが経済発展に比例して高まってくることになるだろう。まさに、そのような動きが実際に胎動していることを明らかにするのが、本号に掲載される姚副教授の論文である。

(3) 本研究の現在までの実施状況と姚副教授の招聘に至る経緯

本研究は、(1)で述べた科学研究費助成事業が採択された2011(平成23)年から開始された。まず、初年度である2011(平成23)年度は、中国と韓国における撤回権をめぐる法制度の立法および運用の状況を明らかにすべく、ヒアリング調査を実施した⁽¹¹⁾。この初年度の調査で、とりわけ重要な成果であるといえるのは、消費者取引に関する法整備の動きが比較的鈍いように見える中国においても、一部の分野では消費者撤回権を導入しようという動きがあることが判明したことである。

そこで、第二年度となる2012(平成24)年度は、まず、中国消費者権益保護学会の中心メンバーであり、上記の動きにもっとも精通している姚副教授を日本に招聘して、最新の立法動向について報告をしていただくことにした⁽¹²⁾。詳しい内容は、もちろん本稿の次に掲載される姚論文に譲ることにするが、以下では、報告を受けての質疑応答、および講演会の翌日である2012年9月23日に姚副教授を交えて開催された研究会での議論を踏まえて、姚論文の意義を明らかにすることにしたい。

(11) 中国については、研究代表者の宮下と研究分担者の朱擘が、まず2011年9月に、首都であり政治の中心地である北京にある清華大学・中国人民大学・最高人民法院において、次いで2012年2月に、商業の中心地である上海にある復旦大学および急成長を遂げている地方都市である杭州にある浙江大学において、研究者や実務家との意見交換を行った。また、韓国については、宮下と連携研究者の岡孝(学習院大学)が首都で政治・商業の中心地であるソウルを訪れ、西江大学校・仁荷大学校において、研究者との意見交換を行った。

(12) なお、同年度には、2012年9月に宮下と朱が台湾を訪れ、台湾大学・台湾消費者保護処において、また、2013年2月に宮下と研究分担者である西澤希久男(関西大学)がタイを訪れ、チュラーロンコーン大学・消費者のための財団等において、それぞれ研究者・実務担当者との意見交換を行っている。

3. 中国における消費者撤回権をめぐる新たな展開と姚論文の意義

(1) 撤回権の導入へ向けた動きとその理由

姚論文では、冒頭の序論部分で中国における消費者権益保護法の改正の動きが紹介されており、その理由として、①中国経済の著しい発展、②消費者保護の領域における社会的事件の増加、③世界各国の改正動向と社会主義の色彩を有する中国法のもとの消費者法整備の必要性があげられている。

上記のような動きの中で、さらに撤回権そのものを導入する動きが生じたのはなぜであろうか。講演会終了後の質疑応答において、姚副教授からは、①複雑な契約への対処の必要性、②インターネット販売への対応の必要性、③金融商品をめぐる問題への対処の必要性の3点その理由であるという指摘がなされた(なお、中国では、浄水器や健康食品等の訪問販売は存在するものの、あまり主流ではないとのことであった)。

翌日の研究会では、特に③について詳しく説明を求めたところ、姚副教授からは、①いわゆる「リーマン・ショック」が台湾・香港で及ぼした影響が中国の学会にも及んでいること、②高齢者に対して過剰な説明や誤った説明がなされるケースが増加していることから、議論が活発化しているとの回答があった。もっとも、宮下と朱が中国における商業の中心地である上海にある復旦大学で劉士国教授に対してヒアリング調査を行ったところ、③の金融商品をめぐっては、少なくとも特に大きな問題は生じていないとのことであった。実際に、姚論文の三1においても指摘がなされているように、中国で主に撤回権の導入が積極的に図られているのは保険分野であって、上記のヒアリング調査に際して念頭に置いていた銀行での取引はあまり問題視されていない。その理由について、姚論文は、商業銀行では預金業務のリスクが少ないと考えられている点を指摘している。研究会ではその点をさらに議論をしたが、朱准教授から、商業銀行は実際には国有銀行が多いので、国そのものが破綻しない限り問題が顕在化しないという考え方が背景にあるという指摘がなされた。

ちなみに、姚副教授自身は、銀行取引にも撤回権を導入すべきであるという立場をとる。ただし、上述した状況をふまえて、実際に規定を設ける際にはその内容を明確化すべきであるということを経験している点にも留意しておきたい。

いずれにせよ、中国においても、とりわけインターネット取引や金融取引の分野で、撤回権の整備へ向けた議論が顕在化・活発化してきていることはきわめて興味深い。

(2) 撤回権を正当化する根拠と民法における契約解消法制の整序

姚論文では、二において、単に撤回権導入の現実的な必要性やその動きを紹介するにとどまらず、その正当化根拠についても言及している。とりわけ、撤回権を単なる消費者保護の道具にとどまら

ず、「実質的な契約の自由を維持する道具」と位置づけて、契約理論の枠組みの中で位置づけを与えようとしている点が注目される。

この部分とは別に論じられているが、一において、姚論文が対象とする契約の拘束力から消費者を解放する制度の名称として、「撤回権」・「後悔権」・「取消権」・「冷静期」のいずれかがふさわしいか検討されている。ここでは特に「取消権」に関して、その概念の体系化が遅れていることから、消費者権益保護法において撤回権を導入することによって混乱している取消権概念と一線を画することができる旨の指摘がなされている。

以上のような姚副教授の指摘は、撤回権の分析を通して、民法における契約解消法制の整序や見直しまで視野に収めうるものであり、きわめて重要である。

(3) 製品品質法における「三包」制度

姚論文では、(2)に関連して、二で「撤回権」と他の制度——具体的には、民法上の効力不発生・解除、さらに民法に関連する法律における制度——との比較が行われている。特に、関連する制度として紹介された製品品質法上の「三包」制度は、その下位規定(「一部の商品の修理、交換、返品責任規定」)によって、①商品販売日から7日以内に故障が生じれば修理・交換・返品のいずれか、②三包期間内に2回の修理を経ても正常の使用ができなければ返品、③同じく三包期間内に交換の条件を満たしているが同様の商品がなく、他の商品との交換を望まない場合には返品が可能となるというものである⁽¹³⁾。

この点についても、翌日の研究会では、非常に活発な議論がなされた。上記の②・③につき、最初から交換または返品を要求することができるのかという質問に対しては、姚副教授から次のような回答がなされた。対応については、通常は、故障する回数で考えられている。1回目の修理でも不調な場合には交換か再修理、その後2回目の修理でも不調な場合には返品を、それぞれ要求することができる。また、例えば、携帯を購入したところ電源を入れてもすぐに切れてしまうというように明らかに重大な欠陥があれば、修理を要求せずに、最初から交換または返品を要求することができる。

この「三包」制度も消費者保護という観点から有益な制度であるといえるが、より広い範囲での保護を念頭に、撤回権の整備を図るべきであるとする姚論文の指摘は、きわめて重要であるといえよう。

(13) 「三包」とは、修理・交換・返品の3つを指す(製品品質法40条・一部の商品の修理、交換、返品責任規定1条)。これらの対応が可能となる期間は、通常は7日間であるが、15日間の場合もある。性能故障が7日間以内に発生すれば修理・交換・返品のいずれも可能となるが(同規定9条)、15日以内に発生すれば返品はできず、修理・交換のみが可能となる(同規定10条)。姚論文は、7日以内に性能故障が発生することを前提として論じられている。なお、7日ないし15日という期間は、民法通則の規定に従い、初日は算入せず、翌日から計算を開始することになる(民法通則154条2項)。

(4) 消費者撤回権の行使をめぐる問題——「ブラックリスト」の存在

姚論文でたいへん興味深いのは、撤回権の行使をめぐる議論である。とりわけ、経営者が、「撤回権」を行使した消費者をリストアップして、その者に商品の販売やサービスの提供をしないようにするという「ブラックリスト」をめぐる指摘は、「撤回権」制度の実効性の確保という根幹にかかわる問題を内包している。

講演会および翌日の研究会の質疑応答においても、この「ブラックリスト」について集中的に議論がなされた。姚論文で紹介されている2つの事件は、撤回権に直接かかわるものではないが、この種の事案の問題点を如実に物語っている⁽¹⁴⁾。姚副教授は、この種の「ブラックリスト」の存在が「撤回権」の制限につながることを強く警戒し、インフラにかかわるサービスを提供する事業者、さらに市場において支配的な地位をもつ事業者が「ブラックリスト」を作成することを法令により禁止すべきであると提言している。この問題は、けっして特殊中国的な事情というわけではなく、具体的な立法を視野に置いた際には、より一般的に考慮すべき問題であるということができよう。

4. 今後の課題

以上では、次に掲載される姚副教授の論文の解題を兼ねて、同副教授を招聘するまでの研究の経緯を振り返るとともに、論文の骨格をなす重要な部分について、論文には直接現れていない講演会および翌日の研究会における質疑応答での議論もふまえて紹介した。姚論文には、本稿で紹介したもの以外にも、撤回権の適用範囲をめぐる問題など、注目すべき論点が数多く含まれているが、その内容はもちろん姚論文自体に譲ることにしたい。

姚論文は、中国において消費者撤回権の本格的な導入、さらにそれに伴ってその撤回権を民事法体系の中でどのように位置づけるべきかという原理的な議論の本格的な展開へ向けて大きく胎動していることを示すものである。その意味では、中国の状況の紹介を中心とするものではあるが、より一般的な形で消費者撤回権のあり方を考える大きな手がかりを与えるものであるといえよう。

今後は、姚論文で示された問題状況をふまえて、中国においていかに撤回権制度を構築すべきか、

(14) 「ケンピンスキーホテル事件」とは、航空会社の客室乗務員が、自らの宿泊した部屋に酔客が侵入してきたため、ホテルの管理体制に問題があるとして訴訟を提起したところ、ホテルの「ブラックリスト」に掲載されて宿泊を拒否されるようになったというものである。訴訟は和解で終結したが、宿泊できない状況は続いている(なお、同ホテルと提携関係にある航空会社は、人員整理を理由に客室乗務員を解雇している)。また、「春秋航空事件」とは、大幅に遅延したことを抗議した顧客がいた場合に、規定に従い賠償はするものの、その顧客をブラックリストに掲載し、以後の搭乗を拒否しているという事案である。中国では、地域ごとに航空会社の拠点が決まっており事実上の独占状態にあるので、このような拒否がなされると、実際には航空機に搭乗すること自体が困難となる場合がある。また、春秋航空のようにチケット代金の安い航空会社を利用できなくなることによって、消費者には不利益が生じることになる。

さらに、より広い視点から、周辺諸国の調査・研究を続け、中国を含むアジア各国における撤回権制度の共通の基盤となりうるものはなにかを引き続き探求していく所存である。

【付記】

本稿および次に掲載される姚副教授の論稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金（基盤研究(C)）・課題番号23530092）の研究成果の一部である。